## 廃掃法、 バーゼル法 両改正案が衆院通過 致で可決

、特定有害廃棄物等の輸 果物処理法とバーゼル法 衆院本会験は23日、

出入等の規制に関する法 ą 等に関する罰則を強化す マニフェストの虚偽記載 の使用を義務付ける他、 えて、電子マニフェスト 棄物管理票)の交付に替 紙マニフェスト(産業廃 量に排出する事業者に、

致で可決し、<br />
参院に送付 廃棄物処理法改正案で一等の有害な特性を有する 環境に係る被害を防止す るため、雑品スクラップ | う規制対象物の範囲を見 また、人の健康や生活

律)の両改正案を全会一

者への通知を義務付け 他、事業者から排出事業 い場合、これらの者に対 物の処理を終了していな 消された事業者等が廃棄 長および都道府県知事等 を強化するため、市町村 は、不適正処理への対応 し必要な措置を命ずる 処理業の許可を取り 加する。 準違反があった場合等に を義務付ける他、処理基 届出や処理基準の順守等 対し、都道府県知事への 処分を業として行う者に れらの物品の保管または 用済機器)について、こ 使用済みの機器(有害使 おける命令等の措置を追

案では、 一方、バーゼル法改正 輸出先の国で条 <del>ි</del>

特定の産業廃棄物を多

輸入承認を不要とするよ らの再生利用(リサイク もに、規制対象物を法的 出承認を要件化するとと 板等の輸入についても、 に明確化する。途上国か 定有害廃棄物等として輸 約上の有害廃棄物とされ ている物を、日本でも特 ル)等に適した廃電子基

の輸入承認を不要とす 利用等のために特定有害 利用等事業者による再生 大臣が確認する事項を明 の認定制度を創設し、認 および再生利用等事業者 染防止措置について環境 定輸入事業者が認定再生 確化する他、輸入事業者 廃棄物等の輸入を行う際 また、輸出先の環境汚

平成29年5月31日 環境新聞